

第 [REDACTED] 号

登録年月日 平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
登録番号 第 E-[REDACTED] 号

[REDACTED] 様

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
理事長

SAMPLE

資格登録有効期限（変更）通知書

今般あなたが受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は、あなたが介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日（5年に附則第6条の4に規定する育児休業等の期間を加えて得た期間を経過する日。以下「5年経過日」という。）にその効力を失うことが改正法附則第6条の2第2項で定められています。あなたの介護福祉士の資格登録有効期限は以下のとおりとなりますので通知します。

○ 資格登録有効期限： **令和 5年 3月31日**

ここに記載の期日まで登録有効

○ あなたの介護福祉士の登録は、資格登録有効期限までの介護福祉士試験に合格又は介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から5年経過日（資格登録有効期限（資格登録有効期限を変更した場合はその有効期限））まで継続して介護等の業務に従事した場合のいずれも該当しないときは、法令に基づき資格登録有効期限の翌日に消除となります。この場合資格登録有効期限から14日以内に「資格登録失効届」を同封の上登録証を（公財）社会福祉振興・試験センター登録部に必ず返納してください。